

第四章 指定知的障害者短期入所

第一節 基本方針

(基本方針)

第六十四条 指定居宅支援に該当する知的障害者短期入所（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六十五条 法第四条の二第四項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該併設事業所の利用者を当該施設の入所者とみなしたときに必要とされる数以上とする。

- 2 法第四条第四項に規定する施設であって、その一部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの）に置くべき従業者の員数は、これらの従業者について利用者を当該施設の入所者とみなした場合における法に規定する知的障害者更生施設、児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設等として必要とされる数が確保されるために必要な数とする。

(管理者)

第六十六条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所であるか、又は法第四条第四項に規定する施設の居室であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用

いるものでなければならない。ただし、宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあつては、居室を用いずに当該指定短期入所を提供することができる。

- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 第六十五条第二項の適用を受ける施設にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

第四節 運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

第六十八条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第六十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を、当該者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第七十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際には、利用者又はその扶

養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から法第十五条の五第二項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第七十一条 指定短期入所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第七十二条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

(健康管理)

第七十三条 指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第七十四条 指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(利用者の家族との連携)

第七十五条 指定短期入所事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第七十六条 指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十七条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。(ただし、第六十五条第二項の適用を受ける施設にあつては、第三号を除く。)

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項

- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第七十八条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 第六十五条第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあつては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(地域等との連携)

第七十九条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第八十条 第八条、第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第三章 指定知的障害者地域生活援助

第一節 基本方針

(基本方針)

第八十一条 指定居宅支援に該当する知的障害者地域生活援助（以下「指定地域生活援助」という。）の事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（法第四条第五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第八十二条 指定地域生活援助の事業を行う者（以下「指定地域生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域生活援助事業所」という。）ごとに置くべき世話人の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

(管理者)

第八十三条 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定地域生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第八十四条 指定地域生活援助事業所は、その入居定員を四人以上七人以下とし、居室のほか、居間、食堂等入居者が相互に交流を図るために必要な設備を設けるものとする。

る。

- 2 前項に規定する居室は、原則として個室とする。

第四節 運営に関する基準

(入退居)

第八十五条 指定地域生活援助は、満十五歳以上の知的障害者であつて、共同生活住居の入居を必要とする者（入院治療を必要とする者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定地域生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居の際には、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第八十六条 指定地域生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定地域生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を、利用者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定地域生活援助事業者は、前項に規定する居宅受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。
- 3 指定地域生活援助事業者は、入居者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(指定地域生活援助に係る費用の受領等)

第八十七条 指定地域生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定地域生活援助を提供した際は、利用者から法第十五条の五第三項に規定する額の支払を受けるものと

する。

- 2 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、家賃、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを受けることができる。
- 3 指定地域生活援助事業者は、前二項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 4 指定地域生活援助事業者は、第二項の費用の額に係る支払いに当たっては、あらかじめ、利用者に対し、説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域生活援助の基本取扱方針)

第八十八条 指定地域生活援助は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定地域生活援助事業者は、その提供する指定地域生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域生活援助の具体的取扱方針)

第八十九条 指定地域生活援助事業所の従業者（以下「従業者」という。）の行う指定地域生活援助の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定地域生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 二 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な相談及び助言を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第九十条 指定地域生活援助事業者は、利用者の職場及び知的障害者授産施設等との連絡、調整及び余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定地域生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意

を得て代わって行わなければならない。

- 3 指定地域生活援助事業者は、常に利用者と地域の住民等との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第九十一条 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定地域生活援助の内容及び入居者から受領する費用の額
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第九十二条 指定地域生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定地域生活援助を提供できるよう、指定地域生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定地域生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第九十三条 指定地域生活援助事業所は、緊急時等において利用者に対し速やかに必要な支援を行うことができるよう、知的障害者援護施設等との連携及び適切な支援体制が確保されていなければならない。

(定員の遵守)

第九十四条 指定地域生活援助事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(準用)

第九十五条 第八条、第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五

十七条、第五十八条、第七十六条及び第七十九条の規定は、指定地域生活援助の事業について準用する。

3 児童〔児21の19-1, 2項〕

第一章 総則

(趣旨)

第一条 指定児童居宅支援の事業に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の十九第一項の基準及び同条第二項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第二十一条の十二第一項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅支援事業者 法第六条の二第一項に規定する児童居宅生活支援事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。
- 三 利用者負担額 法第二十一条の十第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- 四 居宅生活支援費の額 法第二十一条の十第二項に規定する居宅生活支援費の額をいう。
- 五 支給期間 法第二十一条の十一第三項第一号に規定する居宅生活支援費を支給する期間をいう。
- 六 支給量 居宅生活支援費を支給する指定居宅支援)の量をいう。
- 七 法定代理受領 法第二十一条の十一第八項の規定により指定居宅支援に要した費用が居宅支給決定保護者（法第二十一条の十一第五項に規定する居宅支給決定保護者をいう。以下同じ。）に代わり当該指定居宅支援事業者を支払われることをいう。
- 八 基準該当居宅支援 法第二十一条の十二第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。
- 九 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅支援の事業の一般原則)

第三条 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 指定児童居宅介護

第一節 基本方針

（基本方針）

第四条 指定居宅支援に該当する児童居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護その他生活全般にわたる援助を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第五条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（管理者）

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第七条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明)

第八条 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定保護者が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

(契約支給量の報告等)

第九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の区分、利用者に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を居宅支給決定保護者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該居宅支給決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、第一項の指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「契約内容報告事項」という。）を市町村に対し遅滞なく報告しなければならないこと。
- 4 前三項の規定は、居宅受給者証記載事項又は契約内容報告事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第十一条 指定居宅支援事業者は、指定居宅介護の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府

県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認等)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無及び支給期間を確かめるものとする。

(居宅生活支援費支給の申請に係る援助)

第十四条 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定保護者が行う支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請について、市町村が当該申請に対する決定をする通常要すべき標準的な期間を考慮してなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅支援事業者等との連携)

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供す